

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成31年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 水原南ショッピングセンター
所在地 阿賀野市市野山字大坪221 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（廃棄物等保管施設の位置）に関する届出
公告日 平成30年10月16日
- 3 意見の概要
 - (1) 阿賀野市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成31年3月5日から平成31年4月5日まで